

議案第45号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月4日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「564,000円」を「570,000円」に、「503,000円」を「508,000円」に、「445,000円」を「449,000円」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 旅費の額及び支給方法については、松阪市職員の旅費に関する条例（令和7年松阪市条例第●号）の例による。この場合において、同条例第7条中「市長、副市長及び教育長」とあるのは「議長及び副議長」と、第8条及び第9条中「市長、副市長又は教育長」とあるのは「議長又は副議長」と読み替えるものとする。

第4条第3項を削る。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。